

東広島市教育委員会定例会（平成27年6月）議事録

- 1 日 時 平成27年6月25日（木）午後3時7分～午後4時12分
- 2 出席者
- （1）委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、織田委員、長嶋委員、京極委員
欠席：坂越委員
- （2）事務局 【学校教育部】
増田学校教育部長、中嶋教育調整監、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、久保田学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、下久保西条学校給食センター所長、石井福富学校給食センター所長、高橋豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、武田安芸津学校給食センター所長、上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
欠席：富樫八本松学校給食センター所長
【生涯学習部】
大河生涯学習部長、信井理事兼中央図書館長、古本生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、藤岡生涯学習部次長兼文化課長、清水中央生涯学習センター長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習振興係長兼管理係長
- （3）書記 青山主査
- 3 場 所 東広島市役所北館 会議室201
- 4 議 題
- （1）報告事項
- 報告第25号 学校施設の耐震化について
報告第26号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
報告第27号 居所不明児童生徒等に係る東広島市教育委員会及び東広島警察署の連携に関する協定について
報告第28号 平成27年度第1回東広島市いじめ問題調査委員会の開催報告について
報告第29号 第27回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果について
報告第30号 平成27年度第1回東広島市立美術館協議会の開催報告について
- （2）議案
- 議案第58号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について【原案可決】
議案第59号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について【原案可決】
議案第60号 平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針について【原案可決】
議案第61号 東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について【原案可決】
議案第62号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会関係分）について【原案可決】

(3) その他

- 1 第65回社会を明るくする運動・平成27年度青少年の非行問題に取り組む運動東広島市推進大会について
- 2 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時7分

- 下川教育長：それでは、6月の教育委員会会議を開会いたします。

本日は、各委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中をご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、傍聴の希望者がある旨、事務局から報告を受けております。教育委員会の会議は、法律の規定により人事その他の案件を除いては公開が原則となっておりますので、これを認めることとしてよいでしょうか。

それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

- 下川教育長：再開いたします。

それでは、定足数に達していますので、平成27年6月の教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、長嶋委員と京極委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

報告第25号 学校施設の耐震化の状況について

- 下川教育長：それでは、報告事項からですが、報告第25号学校施設の耐震化の状況について説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、資料の1ページ、学校施設の耐震化の状況につきまして、ご説明申し上げます。

今月2日に文部科学省が4月1日現在の全国の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果を公表し、併せて県教委が県内の状況を公表して、翌日の新聞各紙に掲載されました。本日は、本件に関し、本市の小・中学校施設の耐震化の状況について、ご報告するものでございます。

2の耐震化の率を表した表をご覧ください。

太い野線で囲みました平成27年4月1日というところが最新の数字でありまして、全国が95.6%、広島県が83.5%、東広島市が92%となっております。その数字の下、建物の棟数で申しますと、本市は全187棟中の172棟が耐震性能を有し、構造耐震指標I_s値が0.6に達していない建物はあと15棟となっております。

なお、その右隣の平成28年見込みで申しますと、本年度6棟の耐震化を進めており、さらに改築中の八本松小学校校舎1棟が完成いたしますので分母分子とも1増

えて、9カ月後には率にして95.2%、残り棟数が9棟となる見込みです。

3の耐震化促進の背景ですけれども、阪神・淡路大震災をきっかけに文部科学省は、本年度までの20年間にわたり、国庫補助金の率をかさ上げして、具体的には補助率3分の1のところを例えば2分の1や3分の2としておりまして、本市も平成25年度からの3年間で耐震化を完了させる計画としておりましたが、計画どおりには進んでおりません。

その理由として主なもの3点を4、本市の耐震化が遅れている理由に掲げております。

1点目は工事の入札不調でして、この場合には耐震化を先送りせざるを得ない状況も生まれております。この要因としては、建築需要の増加による技能労働者の賃金の高騰、建築資材の高騰などから、公表する予定価格の額では工事を請け負えない、あるいは管理技術者、主任技術者や作業員の確保が難しいといったことではないかと考えております。

2点目が本市の財政上の都合、3点目が時期的に学校統廃合との兼ね合いを考慮せざるを得なくなったというものです。

なお、国庫補助率のかさ上げの継続につきましては、市長を先頭に文部科学省等に対して要望活動を展開していく予定としております。

また、耐震化が次年度以降に及ぶ9棟と、I s値が0.6以上ありながらも文科省の補助基準であるI s値0.7未満である2棟、合わせて11棟につきましては、来年度予算編成の時期を目途に、小学校統合基本方針の見直しと併せて、今後の方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

報告第26号 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

○ 下川教育長：それでは、報告第26号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いいたします。

○ 向井学事課長：報告第26号東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

東広島市では、市内の私立幼稚園に通園する幼児の保護者に対し、この補助金交付要綱に基づき、その所得状況と園児の兄弟関係等により該当の保護者に保育料を補助しております。

4ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、国の平成27年度国庫補助限度額が決定したことに伴い、本市補助金交付要綱に定める補助金の限度額を変更するものでございます。表左側の区分の

ところですが、5つの世帯の場合があるかと思えます。

続いて、5ページをご覧ください。

この5つの世帯の場合のうち、3つの場合において支給額を下線のとおり変更することとしております。主な内容としましては、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯への支給額を増額したことにより、子育て世帯への負担軽減の拡充というふうになっております。

なお、この要綱は、公布の日から施行し、本年度補助事業から適用いたします。説明は以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

報告第27号 居所不明児童生徒等に係る東広島市教育委員会及び東広島警察署の連携に関する協定について

○ 下川教育長：それでは、報告第27号居所不明児童生徒等に係る東広島市教育委員会及び東広島警察署の連携に関する協定について説明をお願いいたします。

○ 池田青少年育成課長：それでは、報告第27号居所不明児童生徒等に関する協定による情報の収集及び提供についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

縦1の趣旨にお示ししておりますように、居所不明児童生徒の早期発見並びに迅速かつ適切な対応に向け、先日の6月23日火曜日9時30分から、東広島市役所3階303号室において、東広島市教育委員会と東広島警察署との間で協定を締結いたしました。

この協定は、昨年5月に神奈川県厚木市において、男児の白骨化した遺体が発見され、その男児が居所不明児童、いわゆる居場所を確認できない児童であった事件が発端で、このような悲惨な事件を二度と引き起こさないためのものがございます。この協定における居所不明児童生徒とは、住民票の有無にかかわらず、学校等に籍があるものが所在不明となって、就学又は安否が確認できない児童生徒を指しております。

協定の主な内容については、縦4の(1)から(3)に示しておりますように、これらの児童生徒等に関する情報を、学校現場で長期間抱えることなく、警察への通報や相談を速やかに行い、学校、教育委員会と警察が情報共有を図った上で、相互に連携して迅速に対応することに係る内容でございます。

協定の期間については、締結の日6月23日から効力を生じて、期間は定めておりません。

なお、協定内容を具体化したものが9ページ資料になっております。カラー刷りの資料でございます。

本協定を機に、市内の公立小・中学校等と教育委員会、そして警察がより一層連

携を強化して、居所不明児童生徒等の早期発見と、迅速かつ適切な対応を行って、安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、色刷りの資料があると思います。まず居所不明児童生徒等については、対応例を真ん中下の丸囲みに示しております。そして、こういう児童生徒等に対して、学校等の対応例が左側の幼稚園・公立小中学校の右の四角囲みに記してあります。

同様に、教育委員会の対応例が中央上の四角囲み、そして警察署の対応例が右側の四角囲みに記載されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

この間の全国調査の中で、広島県は人数が何人でしたか。

○ 池田青少年育成課長：広島県は10名でございました。

○ 下川教育長：そのうち、東広島市は一応ゼロということだけ報告が上がっておりますので、念のために申しておきます。

でも、いつそういうことがあるかわかりませんので、もしあった場合は迅速に対応していきたいと思っております。

○ 織田委員：新聞等いろんな各所にも、このことが出ておりました。全国でも初めての取り組みということで、子供の命を大切にしていくということで大変だと思えます。とってもいい取り組みであると思っております。

これは直接関係ないかもわかりませんが、資料の「～所在不明になり、就学が確認されない児童生徒等」という箇所の、一番下にある「児童生徒等の安全を直接確認することが最も重要」というところです。かつて、親が、一番最後のところなのですけれど、借金等経済的な問題から転居してくると。これは誰にも言わないでほしいと。電話がかかってきても、それから警察からも何からも、とにかくここにいることを内緒にしてほしいというようなことが何回かございました。そういった場合は、やはり親の意向を大切にされるのですか。学校側がどうすればいいのかなと思ひまして、お聞きします。

○ 池田青少年育成課長：そういった場合、多く考えられますのが、住民票は元のところへ置いたままこちらの方へという場合もありますので、この協定の目的というのは、そういう児童生徒の安全確保、確認というのが大前提であります。

なので、そういうところに配慮しながら安全であればそれでよろしいのですけれども、うちの子供にはちょっと合わせられないとか、安否が確認できないという状況がありましたら、恐らくそういった子供の状況というのは、要保護児童対策地域協議会というところに記録されている場合が多いですけれども、そういうところの情報も速やかに取り上げて行って、やはり繰り返しますけれども、安否確認というのは第一優先でやっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

- 織田委員：学校の校長にもそこらはちゃんと説明をしていただいで、この取り組み、協定が生かされるようにしていただけたらいいです。
- 池田青少年育成課長：先般6月の校長会で、こういう協定を結ぶということについてはお示しさせていただきました。実際に6月23日に締結できましたので、再度7月の校長会のほうで説明してまいりたいと思っております。ありがとうございます。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。
ほかにございませんか。
- 長嶋委員：今の直接確認ということでもう一つ質問なのですけれども、東広島の中で確認ができればいいのですが、例えば、それ以外の市であったり、県外に出てしまった場合、それが確認できたとしたら、もうそこで終わりという形なのでしょうか。それとも、例えば教育委員会であるとか警察等の連携とかということも今後考えていくということでもいいのでしょうか。
- 池田青少年育成課長：ケース・バイ・ケースにはなろうかと思えます。
他市とか他県ということになれば、警察同士の連携とかもあろうかと思えますので、例えば本市でそういう場合が残念ながらあった場合については、たとえ安否が確認できたとしても、その後の支援が重要だと考えております。
そういったところは、先ほど申しました要保護児童対策地域協議会等を通じて、支援等を充実させていきたいというふうに思っております。
以上でございます。
- 下川教育長：よろしいですか。
- 長嶋委員：要保護児童対策地域協議会というのは、メンバーは決まっているのでしょうか。
- 池田青少年育成課長：メンバーですけれども、市教委、市長部局の福祉に係る課、あるいはこども家庭センター、いわゆる児童相談所になります。
- 下川教育長：よろしいですか。
そのほかありませんか。
なければ、次に参ります。

報告第28号 平成27年度第1回東広島市いじめ問題調査委員会の開催報告について

- 下川教育長：それでは、続いて報告第28号平成27年度第1回東広島市いじめ問題調査委員会の開催報告について説明をお願いいたします。
- 池田青少年育成課長：それでは、続いて報告第28号平成27年度第1回東広島市いじめ問題調査委員会の開催報告についてご説明いたします。
先月、5月26日火曜日10時30分から、これも東広島市役所303会議室において、第1回東広島市いじめ問題調査委員会を開催いたしました。
内容ですけれども、はじめに、いじめ問題調査委員会辞令交付式を行いました。調

査委員につきましては、昨年の12月26日に制定いたしました東広島市いじめ問題調査委員会設置条例第3条2項の規定に基づいて、公平性、中立性の確保に努め、資料で言えば縦3①弁護士につきましては広島弁護士会、②医師につきましては東広島地区医師会、③学識経験者につきましては日本教育カウンセラー協会、④心理又は福祉の専門家、そして⑤その他教育委員会が適当であると認めた者についてはそれぞれ広島県臨床心理士会及び広島県警察本部からご推薦をいただいで、5名の委員を委嘱いたしました。任期は2年でございます。

その交付が終わった後、東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の説明を行い、委員長を互選により選出していただいで、さらに(4)重大事態が発生した場合の連絡体制等の確認を行って、最後、質疑応答をお受けして終了いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員：これは、はじめてなのですね。
- 池田青少年育成課長：はじめてでございます。

少し経緯をご説明いたします。

25年9月28日にいじめ防止対策推進法が決定されました。その第28条に、いじめに関する重大事態が発生した場合、この重大事態に係る調査を行って、事実関係を明確にする調査組織というものを学校の設置者又はその設置する学校に設けることを示されております。このことを受け、本市は、先ほども言いました、12月26日にいじめ問題調査委員会設置条例を制定し、委員会の設置に向け、人選を進めてまいりました。

このたび5名の委員が決定いたしましたので、はじめて開催したという流れでございます。

以上でございます。

- 下川教育長：よろしいですか。
- 織田委員：重大事態というのは、今までもそういうことが実際にあったかどうか私にはわかりませんが、教育委員会としては重大事態というのはどのようないじめと捉えていらっしゃるでしょうか。
- 池田青少年育成課長：非常に重たい事案と考えております。

例えば、これはここにも示してあるのですが、いじめ等が主な原因で生命について重大な被害がということで、命を絶つような事案であったり、あるいはそのいじめが原因で、長期間、学校に30日以上行けないような事態を考えております。

以上でございます。

- 下川教育長：よろしいですか。
そのほかありますか。

報告第29号 第27回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果について

- 下川教育長：それでは、続きまして報告第29号第27回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果について説明をお願いいたします。
- 福原スポーツ振興課長：それでは、報告第29号第27回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果についてご報告をさせていただきます。

資料は11ページをご覧ください。

今年の大会は、「大地けり 飛びたて市民 学園都市」というスローガンを掲げまして、6月7日日曜日に運動公園陸上競技場にて陸上の部を開催いたしました。当日は朝から絶好の天気にも恵まれ、市内35小学校区から選手、応援団など延べ5,000人のご参加をいただきまして、年代別リレーや玉入れ、大玉転がしなどトラック種目と団体種目の全9種目で熱戦が繰り広げられました。

ご参列いただきました教育委員の皆様には、早朝より大変お世話になり、ありがとうございました。お蔭様で大きな事故、混乱もなく全種目を無事終了することができました。

結果につきましては、資料のとおり川上小学校区と風早小学校区が同点でしたが、上位獲得種目の差により川上小学校区が1位となるなど、全体的に数点の差で順位が入れ替わる接戦でございました。次の12ページのほうには、全小学校区の得点順位表のほうを掲載しております。

なお、市民スポーツ大会の球技の部が、8月23日日曜日各競技会場で実施をいたしまして、今年の総合成績が決定する予定でございます。

第27回東広島市民スポーツ大会（陸上の部）の結果についての報告は以上でございます。

- 下川教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 織田委員：感想ですけど、私は川上小学校区に住んでいるのですが、1番なのですね。体育振興会の会長さんに立派ですねという話をしたときに、やはりそういう関係の人とのネットワークで、どこに誰がいてとか、どういう人が速く走るのが得意だとかそういうものをちゃんとつかんでいるか、つかんでいないか。
だから、その大会の前に寺西小学校の体育振興会の会長に、寺西は人数が多いからすごいでしょうと言ったら、全然その情報が入らない、だから、いくら人数が多くても協力してくれる人はもう限られているのではというような話を聞いたんですけど、そこらあたりはそれでいいのかもわかりませんが、面白い結果が出ているなと思っております。ごめんなさい、感想だけです。
- 下川教育長：感想でよろしいです。
そのほかございませんか。

報告第30号 平成27年度第1回東広島市立美術館協議会の開催報告について

- 下川教育長：それでは、続きまして報告第30号平成27年度第1回東広島市立美術館協

議会の開催報告について説明をお願いいたします。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：報告第30号、13ページをご覧いただきたいと思えます。

6月2日火曜日に開催いたしました平成27年度第1回東広島市立美術館協議会についてご報告をさせていただきます。

議題としまして、平成26年度美術館事業報告、平成27年度美術館関連予算及び事業計画について説明をし、その中でさまざまな意見をいただいております。

主な意見といたしましては、まず小・中学校に美術作品を持ち込んで鑑賞授業を行う、出前美術館の参加校・参加人数が増えている要因についてのご質問をいただき、次第に利用希望の学校が増え、大規模校にも対応していることを説明しております。

また、新たな取り組みとして、美術館だよりの発行や所蔵作品展のタイトルの工夫など評価できるが、具体的な効果についての検証も必要であるとのことをご意見をいただいております。また、入館者と入館料の関係についての考えにつきましてのご質問に対しては、まず美術館を知っていただき、来館していただくことが第一と考えていることを説明しております。

以上です。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 長嶋委員：出前美術館のことについて、もう少し詳しく教えていただければと思えます。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：出前美術館につきましては、例年4月に各学校に出前美術館を実施しますということでご案内をさせていただき、希望のあった学校に対して、職員が美術館の作品を大体4、5点程度、その都度学校と相談をしながら持ち込んで、鑑賞教育を行うというものなのですが、具体的には、子どもたちに絵を見てもらって子どもたちに自由な発想でタイトルをつけてもらうことが最近では比較的多いです。子どもたちが自由な発想で面白いタイトルといただけますか、それぞれのタイトルをつけますので、それに対して職員のほうがタイトルについての感想と併せて、その作品の作家がその作品を作ったことかそういったものもお話をさせていただいております。実施したところについては評判の高い授業になります。

- 長嶋委員：話を聞く限りとても楽しそうな気がするのですが、それは授業の中でやるわけですか。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：授業の中で美術の時間等を学校が利用して、学校のほうの希望を聞いて、そういった時間に職員が行くという、場合によっては調整もさせていただきますけれども、美術の時間で行うのがほとんどでございます。

- 長嶋委員：例えば、それを参観日とかで保護者の方に見学していただくようなことをすれば、保護者の方も美術に対する興味ももっと深まるのではないかと。そうする

と、美術館のほうにも足を運んでもらえるのではないかなというふうにちょっと思ったりしたものですから、何かそういうふうに面白い取り組みができればいいなというふうに思うのですが。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：各学校のその時間の設定の仕方により、こちらとしては極力学校の希望に沿う形では考えておりまして、これまでの実例でいいますと、参観日ではなかったのですが、学校が地元呼びかけをして、それは小規模校だったのですが、地元の人も来てもらってもいいということで、実際に実施したところ、お年寄りを中心としてやはり何人かが参加されて一緒に授業の雰囲気味わっていただいたというケースがございます。

- 下川教育長：よろしいでしょうか。

- 京極委員：本当にこれはすごくいいと思うのですが、基本的には、美術館の存在意義を市民の方にわかっていただくということが大事だと思います。お話がありましたけれども、子どもたちに出前美術館みたいなことをやって、興味を持ってもらう。今、お話があったような、おうちの方にも興味を持ってもらう。そういう取り組みは、ここの中にもあるように、知ってもらうということがあって、次のステップに行くのでしょうから、そのときの対応としては、十分、美術館の意義を明確にしていく取り組みをどんどんやっていただくべきかなというの思います。

こういった出前美術館というのは非常に有意義だと思いますので、特に本物に触れるということはすごく大事なことです。そういう取り組みを是非とも続けてほしいです。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：この授業の前に美術館の紹介も子どもたちにさせていただきながら、次回は是非美術館に来てくださいということをご案内させていただいており、先ほどもちょっと触れましたけれど、美術館だよりというのを昨年度からつくっているのですが、これは一般向けと学校向けの2種類を作っております。学校向けについては全児童に配付をしまして、美術館の展覧会の紹介と併せてやるような取り組みをさせていただいています。また、これからもご指摘のようにいろいろ取り組みを考えていきたいと思っています。

- 下川教育長：そのほか。

- 長嶋委員：いつも、美術館に行くと、やっているのかな、大丈夫かなという気持ちです。もう少し外観というか、あそこに、やっているなというのがわかるような工夫とか、車で通っていても、ここでやっているというのがわかるようなものがあると、入ってみようかなというふうになると思うのですが。自分で券を持って今から行くぞというふうに思っている、大丈夫かな、開いているのかなというふうに思うような、ちょっと不安な気持ちになることがあるので。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：今のご指摘というのは、私どもも時々聞きます。

それで、最近、八本松駅から来られたときに、そちらからも、看板はもともとあったのですけれども、ちょっとわかりにくいということがどうもあるようですので、少し目立つように、スロープのところに大きな看板を別途つけさせていただき

ました。

それと、開会に併せて、最近は入り口の前に、ご覧になったかと思えますけど、バナーで大きな今やっている展覧会の案内をつけさせていただいて、その横に開館のときには開館中ということで立て看板を出すようにはさせていただいているのですが、なかなかそれでもちょっと目立ちにくいというご意見はいただきますので、またいろいろ検討しまして、工夫できるところは考えたいと思います。

- 下川教育長：よろしいですか。
- 織田委員：美術館だよりを学校へ配付していらっしゃるということですが、子どもたちは、結局は普通の日には行けないのですね。夏休みは特別な企画を出していらっしゃるのでしょうか。
- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：夏休みは、毎年、恒例で絵本作家原画展というものをやって、子どもも楽しめるような企画をしております。これと、あと2月の企画展あたりを中心に美術館だよりを出させていただいています。また、展覧会に合わせて、子どもたちが楽しめるように、アートアドベンチャーというクイズをやって、それを毎回100点満点とったらハンコを押して、3回やると、小さな賞状なのですが、アートマスターという賞状を出させていただきます。それを楽しみに子どもたちに来てもらえればということで、そういったご案内あるいは事業を展開しております。これは割と恒例的にやってくれる子どももおります。
- 織田委員：私は、勉強不足なのですが、市内の児童生徒の作品を展示するということはありませんか。市美展はありますが、市内の小・中学生の絵画を、絵画だけでなくもいいのですが、作品を展示する機会というのもあると、ここに美術館があるのだというのがより皆さんに伝わるんじゃないかなと思うのですが、ありましたか、どうでしたかしら。
- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：以前、幼稚園児を対象にした児童絵画展というのをやっていました。これは、実は、現在は、夏休みの最後の日曜日を使ってやっている子どもアートベンチャーというワークショップに変わっているのですけれども、そのときの課題といたしまして、市内の幼稚園、保育所の全部の絵を展示することはスペース的にちょっと難しいと。それと幼稚園によって出したり出さなかったりも多少あるということで、それがだんだん数を限定せざるを得なかったりすると、幼稚園間の競争、あと同じ幼稚園の中でも自分が選ばれるという、それに対する競争、これが明らかに親の手が入ったような作品など、その競争がちょっと過剰になってくると、それではやはり本来の目的とは違ってきているのではなからうかということで、今はワークショップという形で定員120名でやっています。これは、美術館で直接絵を描いたり物を作ったりという美術館全体を使った事業なのですが、普段できないようなことをやるということでそういう形をとらせていただいています。あと、先日も版画展に合わせてワークショップをやったのですが、これは小学生から大人までの参加で募集したのですが、小学生も何人か参加してくれまして、これについては、出来上がった作品を展覧会期間中、ワークショップの後でしたけ

れども、ロビーのほうへ展示させていただいたというようなことで、時々そういう関連事業の中で作ってもらったものについては、ロビーで期間中展示させていただくということは現在もやっております。なかなか全校というのは、ちょっと難しい部分がございます。

- 織田委員：可能であればということで。
- 下川教育長：じゃあ、今後の検討課題ということでよろしいですか。
よろしいでしょうか。
それでは、次に議案の審議に移ります。

議案第58号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

- 下川教育長：まず、議案第58号東広島市教育委員会組織規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

議案第58号東広島市教育委員会組織規則の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

この組織規則は、所掌事務を明確にして教育行政の能率的な運営を図ることを目的としております。

1の提案理由でございます。5月定例会で市長に申し出ることを可決いただき、現在、市議会で審議中の東広島市立図書館設置及び管理条例ですが、これが全部改正されることにより、実質的に現在の条例が廃止され、新たな条例が制定されることとなり、条例番号も新たなものとなります。廃止されることとなります条例番号、現在は括弧書きの中に記載された平成4年東広島市条例第20号ですが、これを当該教育委員会組織規則で引用しておりますことから、新たな条例番号に改めようとするものです。

その内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明いたします。

教育委員会組織規則の第30条におきまして、図書館の所掌事務を規定しておりますが、ここに条例名称と条例番号を引用しており、条例番号が右側の旧の「平成4年東広島市条例第20号」から左側新の「平成27年東広島市条例〇〇号」に変更されます。その〇〇号の番号は、市議会の議決後に市長が公布する際に付番される番号となります。

議案第58号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会組織規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第59号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について

- 下川教育長：次に、議案第59号東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の5ページをお願いいたします。

議案第59号東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正につきましてご説明申し上げます。

この規程は、事務局内の文書の収受、処理、施行、保存等に関するルールを定めたものでございます。

1の提案理由でございますが、現在、市議会で審議中の東広島市立図書館設置及び管理条例の全部改正により条例番号も新たなものとなりますが、廃止される条例番号を当該教育委員会文書事務取扱規程で引用しておりますことから、新たな条例番号に改めようとするものでございます。

その内容は、議案第58号と同様でございます。

議案第59号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第60号 平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針について

- 下川教育長：次に、議案第60号平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

- 空本指導課長：議案第60号平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針についてご説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。

縦1の提案理由についてでございますが、小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は毎年選定及び採択を行うこととなっております。このため、平成28年度に使用する教科用図書の採択に係る基本方針を広島県教育委員会の採択基本方針に準じて定めるものでございます。

次に、縦3の根拠法令をご覧ください。

教科用図書の使用に関しましては、学校教育法に規定されておりますが、その附則第9条に、特別支援学級については、文部科学大臣の検定を受けた教科用図書及

び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外のもの、いわゆる一般図書も使用することができることとなっております。

それでは、10ページの基本方針（案）をご覧ください。

縦1の採択基本方針につきましては、教育基本法、学校教育法の理念、目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容に則り、本市の児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択することとしております。アからエにありますように、内容の特徴、程度、内容の構成、配列、分量、内容の表現、表記、印刷、製本の状態等を観点として、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うこととしております。

縦2の方法、組織及び手続につきましては、(2)に記載しておりますように、各学校において教科書選定会議等を設置し、特別支援学級の児童生徒一人一人に対し教科用図書を種目ごとに選定いたします。その後、選定理由書を採択権者である本市教育委員会へ提出していただき、教育委員会で採択する流れとなっております。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

ないようですので、それでは原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第61号 東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

○ 下川教育長：次に、議案第61号東広島市立図書館管理運営規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 信井理事兼中央図書館長：議案第61号東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案資料の11ページでございます。

市立図書館の管理運営につきましては、指定管理者制度を導入するための図書館条例の改正につきまして、先月5月の教育委員会定例会でご可決いただきました。現在、定例市議会においてご審議をいただいているところでございます。これに伴いまして、所要の規定の整備を行うため、東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますけれども、12ページ以降となっております。

新旧対照表をご覧ください。

第2条につきましては、旧第2条において図書館が行う事業の規定をしておりますが、条例に規定することに伴って削除し、新たに定義情報を追加させていただ

いております。以下の条項におきましても、条例に規定したものは削除しております。

次のページ、第3条でございます。

次のページの下でございますけれども、第3条につきましては、条例に規定することに伴って、旧第3号の喫煙、飲食の禁止の条項を削除したものでございます。

第4条貸し出しの対象者、第4号におきまして、指定管理者が管理する場合、館長を指定管理者と読み替える規定を追加させていただきます。この指定管理者に規定の権限を付与することによりまして、市民ニーズの迅速な対応や施設機能のさらなる向上を図ろうとするものでございます。

以下、第11条、第12条、第15条、第17条、第21条第1項及び第24条第3項においても同様の規定としております。

19ページでは、第18条の貸出期間及び数量について、第3項の「紙芝居は、図書館資料として扱う。」を削除しておりますが、これは図書館法の規定によりまして、紙芝居はもともと図書館資料に含まれることから、改めて規則で規定する必要がないため削除したものでございます。

第25条の寄贈及び寄託につきましては、図書館資料の寄贈及び寄託を受けるものを図書館から教育長に改めるものでございます。

その他、表現の部分、所要の文言の整理を併せて行わせていただきました。

それでは、戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。

以上、議案第61号東広島市立図書館管理運営規則の一部改正についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

よろしいでしょうか。

○ 織田委員：第15条で巡回時間、前は巡回日時と書いてありましたよね。それはどう違うのですか。日にちは要らないということですか。

○ 信井理事兼中央図書館長：日にちは条例のほうで。こういう規則では、時間というふうに通常は使うということで、それに合わせるということですか。

○ 下川教育長：よろしいですか。

○ 織田委員：わかりました。

○ 下川教育長：そのほかありませんか。

ないようでしたら、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

会関係分) について

- 下川教育長：次に、本日別紙でお配りした議案62号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会関係分）についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料別紙の21ページをお願いいたします。
議案第62号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会関係分）につきましてご説明申し上げます。

本件は、明日の市議会最終日に追加提案する運びとなっております。

内容につきましては、次の22ページで説明をさせていただきます。

1の歳入歳出予算補正につきましては、市民ホール建設事業の建築工事請負契約の額に、作業員の賃金等の変動を反映させるため、歳入歳出それぞれ2,093万7,000円を追加しようとするものでございます。

(1)の歳入補正として、繰入金、文化体育施設建設基金からの繰り入れ、表の中ほどの補正額の欄ですが、113万7,000円と地方債、市民ホール建設事業債の増額1,980万円、合わせて2,093万7,000円、これを財源とし、(2)の歳出補正として市民ホール建設事業の工事請負費を増額することをお願いすることとしております。

議案第62号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。
ただいまの市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第2号）案（教育委員会関係分）についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

ないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

その他1 第65回社会を明るくする運動・平成27年度青少年の非行問題に取り組む運動東広島市推進大会について

- 下川教育長：次に、その他に移りたいと思います。
まず、第65回社会を明るくする運動・平成27年度青少年の非行問題に取り組む運動東広島市推進大会について、説明をお願いします。

- 池田青少年育成課長：それでは、第65回社会を明るくする運動、平成27年度青少年の非行問題に取り組む運動東広島市推進大会について、ご説明いたします。

一番最後の資料をご覧ください。

7月は、社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止に取り組む運動の強調月間と指定しております。今年度は、暴走族等の追放キャンペーンも併せて、7月2日木曜日9時から11時30分で推進大会を実施いたします。

内容は、開会行事の後、内閣総理大臣メッセージ伝達、そして啓発標語を募集い

たしましたので、その入選者の発表及び表彰を行い、その後、東広島警察署生活安全課長から青少年の状況についてご報告いただきます。さらに、県警本部生活安全部安全安心推進課減らそう犯罪情報官の谷本様から「犯罪被害にあわないために」と題しまして、特に特殊詐欺等の関連の被害に遭わないようにという内容で講演をいただきます。そして、最後に、大会決議を行って閉会という形でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 下川教育長：これまでと違うのは、パレードがないということです。
- 池田青少年育成課長：はい。
- 下川教育長：ということですので、よろしくお願ひします。
- 織田委員：意見じゃないのですが、いつも標語の入賞者は表彰されるのですよね。

社会を明るくする運動で、保護司会の主催で、毎年作文も募集するのですが、昨年度ということではできないかもわからないのですが、ああいう機会に標語と同じように作文もどこかで市内の子供の作文を表彰してもらおうというか、書いているのは社会を明るくする運動のためなのです。

ただ、昨年度の作品ということで、ちょっと問題があるかもわかりませんが、皆さんにせつかく児童生徒が書いた作文がありますので、入れてもらおうといいなど。これは私個人の考えで、保護司会が言ってくれと言ったわけじゃないのですが、そんなことを思うのですが、これからですと、難しいですよ。時間がないですよ。

- 下川教育長：また、今後、そういう意見があったということで、推進委員会の事務局のほうでよろしくお願ひします。
それでよろしいですか。
- 織田委員：はい。

その他2 次回教育委員会定例会の日程について

- 下川教育長：それでは、次に、次回の教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。
- 江口教育総務課長：次回定例会につきましては、7月16日木曜日午後1時から北館の会議室201、この部屋を会場としてお願ひしたいと存じます。教科書の採択がございましたため、時間を繰り上げております。
次に8月でございますけども、第3木曜日の8月20日、時間は午後3時をご提案したいと存じます。ご検討のほどよろしくお願ひいたします。
- 下川教育長：それでは、今回は、7月16日木曜日の午後1時からということで、場所は北館2階の会議室201、この部屋でということで決定をさせていただきます。
8月はいかががでしょうか。今、提案のありました8月20日、第3木曜日の15時ということでいかががでしょうかということですが、どうでしょう。
皆さん、よろしいですか。
それでは、8月20日の15時からということで、よろしくお願ひいたします。

その他 市立中学校生徒の自殺に係る訴訟について

- 下川教育長：その他、事務局から何かありますか。
- 増田学校教育部長：資料のほうはございませんけれども、市立中学校生徒の自殺に係る訴訟について、現状のほうをご報告させていただきます。

委員の皆様方には既にご承知のことと存じますが、平成24年10月に発生をいたしました市立中学校生徒の自殺に関しまして、先の6月11日にご遺族から市などに対して損害賠償等を求めて広島地方裁判所に提訴されたとの報道がされたところでございます。

現時点では、訴状のほうが届いておりませんので、詳細のほうは不明でございますが、訴状が届きましたら、内容を精査の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

報告は、以上でございます。

- 下川教育長：そのほか何か事務局のほうからありますか。

委員の皆様からその他何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を閉会いたします。

皆様ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時12分